

聖地高野山応援プレミアム付商品券取扱事業所募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が減少している町内事業所等への消費拡大や町民の消費喚起と誘客を促進するため、聖地高野山応援プレミアム付商品券発行にあたり、取扱事業所を公募いたします。

1. 事業の内容

【発行者】高野町

【対象者】

- (1) 令和2年9月15日現在、高野町住民基本台帳に記載された高野町民。
- (2) 町外在住者（在勤、在学及び参拝観光客等）。

【概要】

- (1) 商品券：券面額5千円
- (2) 取扱店負担額：なし
- (3) 発行内容：額面500円×10枚綴り×申請数（最大20,000冊）
- (4) 利用期間：高野町民 令和3年2月28日まで
町外在住者 令和3年3月31日まで

（但し、町外在住者利用分については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用期間を延長する場合あり。）

2. 商品券の利用対象とならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買

3. 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。

- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

4. 参加資格

高野町内に事業所、店舗等を有する事業者で町長が認める事業者。ただし、次の事業者を除きます。

- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業をおこなっているもの
- 上記2.「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

5. 参加事業者の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- 利用可能店舗であることが明確になるよう。掲示ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに宿泊関係事業者は高野山宿坊協会へ、一般関係事業者は高野町商工会へ報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
- 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- プレミアム付商品券事業の運営にご協力下さい。

6. 申し込みについて

○申し込み方法

希望される方は、この募集要項に同意のうえ、別紙「聖地高野山応援プレミアム付商品券事業取扱事業者用参加申込書」に必要事項を記入捺印し、次の宛先まで郵送か直接持参して下さい。

- ・ 宿泊関係事業者 〒648-0211 高野町高野山 600
一般社団法人 高野山宿坊協会 あて
- ・ 一般事業者 〒648-0211 高野町高野山 53-1
高野町商工会 あて

- 申込期間 2020年8月14日から随時、募集中。
- 取扱事業所の決定 申込のあった事業所については、審査を経て承認し、結果を通知

します。

7. 取扱事業所について

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱事業所の承認取消、損害金の生じた場合は請求する可能性があります。

8. 換金について

○取扱店の換金手数料は無料とする。

○換金は、1か月に1回の銀行振込とする。取扱事業所は事前に申込書に振込先口座を記入する。

○受け取った商品券は、宿泊関係事業者は高野山宿坊協会へ、一般事業者は高野町商工会へ提出して下さい。

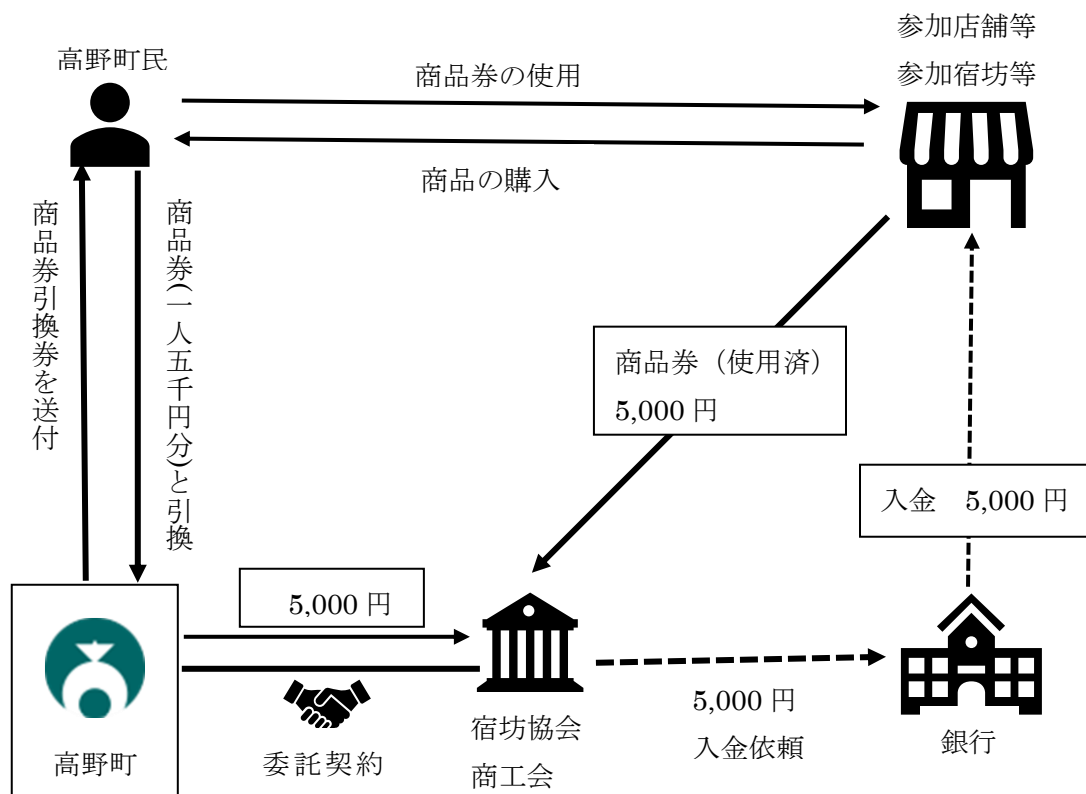
○月末締めで翌月の20日までに指定の口座へ振り込みます。(20日が休日の場合、翌営業日。但し、業務の都合により1日程度遅れる場合もありますので、その際はご了承願います。)(例) 10/31申請→11/20までに振り込み

○換金請求期限 町民分は、令和3年3月15日、町外在住者分は令和3年4月15日までとします。期間を過ぎての換金には一切応じられません。(但し、新型コロナウイルス感染症の影響により利用期間を延長する場合あり。)

(問合せ先)

- ・宿泊関係事業者 一般社団法人 高野山宿坊協会 8:30~17:00(12/27~31を除く)
電話：0736-56-2616 FAX：0736-56-2889
- ・一般事業者 高野町商工会 8:30~17:15(土、日、祝、年末年始を除く)
電話：0736-56-2184 FAX：0736-56-3296

【事業イメージ1】※町民が商品券(5,000円)を利用する場合



※高野町民は、世帯主宛てに世帯員分5,000円の商品券を送付。

商品券購入対象者：町外在住者
(在勤、在学及び参拝観光客等)

参加店舗等
参加宿坊等

